

～ さあ開こう！協働への扉 ～

令和8年度 袋井市協働まちづくり事業 実施要領

地域課題や住民ニーズ、行政課題について、市民活動団体からの提案を募集し、市民活動団体と行政が協働で新たなまちづくりに挑戦する事業です。

市民活動団体と行政とが対等なパートナーとなり、協働のモデル事業づくりに取り組みます。

【募集期間】 令和8年4月1日(水)より随時受付

令和8年4月

袋井市役所 総務部 協働まちづくり課

1 概 要

袋井市では、平成 19 年度から市民活動団体と行政とが共に地域課題や住民ニーズを認識し、各自の役割分担や経費負担等を明確にした上で、その解決と実現に取り組む「袋井市協働まちづくり事業」を実施しております。

袋井市が目指すまちづくりの取組（第 3 次袋井市総合計画前期基本計画）に関連し、市民活動団体から協働事業に関する提案を募集し、その提案の中からふさわしい事業を選び、提案した団体と市が相互の役割の中で、理解を深め、協力しあい、事業の今後の発展性や行政業務としての実施の可能性を検討しながら事業を実施するシステムです。

2 協働まちづくり事業（協働事業）の種類

(1) 補助事業（実施にかかる手続き … 袋井市補助金等交付規則に基づく申請）

「補助事業」とは、一般的に、特定の事業や研究等を育成、助長するために、公益上必要があると認めた場合に、市民活動団体側からの対価なく市が金銭的支援を行う手法です。

事業の種類	補 助 額	補助率等
補助事業	新規事業（1 年目） <u>上限 20 万円</u> 継続事業（2・3 年目） <u>上限 10 万円</u>	補助率 2/3 以内

ア 実施主体は市民活動団体であり、事業の成果は団体側に帰属します。そのため、団体が「主催者」となり、市は「管理・監督者」となります。

イ 補助事業には、一般的に団体の管理費などを含む組織運営全般を支援する補助と、地域課題の解決などのために行う事業に対する補助があります。本制度では、後者の補助を意味します。

(2) スタートアップ活動支援補助事業（実施にかかる手続き … 袋井市補助金等交付規則に基づく申請）

「スタートアップ活動支援補助事業」とは、新たに市民活動を始めるため、団体を立ち上げ、本事業に取り組む団体に対し、団体の運営及び設備の整備に要する資金を支援するため、市民活動団体側からの対価なく市が金銭的支援を行う手法です。

事業の種類	補 助 額	補助率等
スタートアップ活動支援補助事業	<u>上限 10 万円</u> ※市内で、新たに市民活動を始めるため、団体を立ち上げ、本事業に取り組む団体（※設立後 6 ヶ月以内の団体）に限る。 (同一団体 1 回まで)	補助率 10/10 以内

【例】 1年目：補助（新規）＋スタートアップ→上限 30 万円

2年目以降：補助（継続）→上限 10 万円

(3) 連携事業 実施にかかる手続き = 役割分担等を定めた協定書締結

「連携事業」とは、基本的に行政からの一定の金銭的支援はなく、互いに不足・不得手とする部分を補い合う事業手法です。

ア 事業共催・・・一定額の資金や労力を互いに持ち寄り、資金や事業全般にわたって双方が責任を負って事業を行います。

イ 事業協力・・・事業の開催趣旨に賛同した上で、行政が所有する場所や備品の提供、広報活動支援、事業関係者との仲介など、団体側が行う事業において、団体が不足・不得手とする一定の部分の責任を行政が担い事業を支援します。

3 応募資格

提案ができる団体は、次の要件をすべて満たす団体とします。

- (1) 市内に事務所を置き、主として市内で市民活動を現に行っていること又は今後、市内で市民活動を行う計画があること。
- (2) 代表者を含め3人以上の構成員で組織していること。
- (3) 団体に関する規約等を有し、それに基づく運営がされていること。
- (4) 予算・決算を的確に行い、その内容を示すことができること。
- (5) 提案に係る事業（以下「協働事業」という。）を的確に遂行できる能力を有し、かつ、その事業報告ができること。（※ 資料作成や事業報告にあたり、担当課による助言や指導を超える支援が必要な場合は、遂行する能力を有しないものと判断します。）
- (6) その他公の秩序に反する団体でないこと。

4 実施スケジュール

<補助事業・スタートアップ活動支援補助事業>

(1) 事前相談

事前に協働まちづくり課または市協働まちづくりセンター「ふらっと」で、提案内容をご相談ください。その後、協働したい担当課において事前相談を受付します。

市協働まちづくりセンター「ふらっと」について…13 ページへ

(2) 事業提案書の提出 **提出書類について…9ページへ**

協働まちづくり課で事業提案書類一式を受付けます。

(3) 提案内容の審査～採択

事業ヒアリングを実施し、担当課と内容の審査を行います。
その後、事業の採択・不採択を決定します。

*市からの交付書類…「協働まちづくり事業決定通知書」

(4) 補助金等交付申請書の提出 **提出書類について…11 ページへ**

内容を審査した上で補助金の交付を決定し通知します。

交付決定が下りましたら、事業を進めてください。(厳守)

交付決定日前の支出経費は補助対象外です。

*市からの交付書類…「補助金等交付決定通知書」

原則、(6)の交付確定後に補助金をお支払いします。ただし、事業の円滑な実施のため必要と認められた場合は、交付決定額の一部または全額を概算でお支払いすることが可能です。概算払いを希望する場合は、協働まちづくり課に概算払い請求書をご提出ください。概算払いがされていない残額分については、(6)の交付確定後、交付**確定**済額から概算払い済額を差し引いた金額としてお支払いいたします。

※事業を速やかに実施したい場合は、(2)と(4)の同時申請を可とします。
なお、同時申請をする場合は、担当課と十分協議し、申請してください。

事業実施

(5) 事業実績の報告 **提出書類について…12 ページへ**

令和9年3月31日までに事業を完了し、事業完了後は、速やかに事業実績書を提出してください。

(6) 交付確定

事業実績書の内容を審査した上で、補助金額を確定し通知します。

*市からの交付書類…「補助金等交付確定通知書」

<連携事業>

(1) 事前相談

事前に協働まちづくり課または市協働まちづくりセンター「ふらっと」において、提案内容をご相談ください。その後、協働したい担当課において事前相談を受付します。

[市協働まちづくりセンター「ふらっと」について…13 ページへ](#)

(2) 事業提案書の提出 [提出書類について…9ページへ](#)

協働まちづくり課にて事業提案書類一式を受付けます。

(3) 提案内容の審査～採択

事業ヒアリングを実施し、所管課と内容の審査を行います。その後、事業の採択・不採択を決定します。＊市からの交付書類…「協働まちづくり事業決定通知書」

(4) 事業連携協定の締結 [連携協定について…11 ページへ](#)

役割分担や実施スケジュール等について担当課と協議し、事業の連携協定書を締結していただきます。協定書締結後、事業を実施してください。

事業実施

(5) 事業実績の報告 [提出書類について…12 ページへ](#)

令和9年3月31日までに事業を完了し、事業完了後は、速やかに事業実績書を提出してください。

5 対象となる事業

(1) 協働事業は、次の要件を満たすものを対象とします。また、補助事業は1団体1事業の応募、スタートアップ活動支援補助事業は1団体1回の応募に限ります。ただし、連携事業はこの限りではありません。

ア 公益性を有する事業

イ 提案団体と本市が協働して実施することにより、地域課題の解決や住民ニーズの実現が図られる事業

ウ 原則、(3)に定める公募テーマに沿って提案された事業

エ 市民活動団体の特性を發揮し、先駆的で新たな視点からの取り組みである事業

オ 事業計画及び事業予算が適正である事業

カ 主に市内で実施される事業

キ 極力、市内の地域財産（人・学校・企業、産業、施設等）を活用している事業

ク 開催場所が、公衆衛生、災害防止等に関して十分な設備及び措置が講じられている事業

(2) 次のいずれかに該当するものは、協働事業として応募することができません。

- ア 営利を目的とする事業
- イ 団体又は特定の個人の利益を目的とする事業
- ウ 政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業
- エ 事業の実施を伴わず、施設等の建設又は整備のみを目的とする事業
- オ 国若しくは県又は市(それらの外郭団体も含む。)から当該事業に対する補助等を受けている事業(連携事業を除く)

(3) 令和8年度公募テーマ(第3次袋井市総合計画前期基本計画の取組)

原則、以下に定める公募テーマに沿った提案事業としてください。

	政 策	取 組
1	安心して子供を産み育てられるまちを目指します	出産前からの切れ目のない支援 みんなで支え合う子育て環境の充実
2	学び合い成長できるまちを目指します	未来に輝くこどもたちの育成 教養豊かな人づくり
3	笑顔でいきいきと暮らせるまちを目指します	生涯いきいきと過ごせる健康づくりの推進 誰もがしあわせに暮らせる高齢者支援の推進 安心できる地域医療の確保 自分らしく暮らせる障がい者・生活困窮者支援
4	環境にやさしく快適に暮らせるまちを目指します	魅力ある拠点づくり 良好な市街地の形成 豊かな環境の醸成と継承
5	生活基盤の整った持続可能で安全なまちを目指します	持続的なインフラメンテナンスの推進 上下水道の持続可能な経営 水害等に強いまちづくり
6	稼ぐチカラの向上による活力みなぎるまちを目指します	産業の新たな展開の推進 経営力の高い農業の振興 魅力的な商業・サービス業の振興
7	交流が広がる魅力的なまちを目指します	文化芸術の振興と戦略的な観光の推進 スポーツを活かした交流の促進
8	つながりによる安心と多様性のあるまちを目指します	市民と行政の協働によるまちづくり 市民による生活環境の向上 共生社会の確立
9	災害に強い支え合いのまちを目指します	防災減災対策の推進と危機管理体制の強化 消防・救急救命体制の充実

※ 第3次袋井市総合計画前期基本計画についての詳細は、以下のURLからご覧ください。

<https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/shiseijoho/sougoukeikaku/13940.html>

6 事業費

協働事業に関する市の助成額、基準等は、以下のとおりです。

事業区分	項目	補助金等（上限）	備考
補助事業	補助金	補助率：2／3以内 [補助金の限度額] ① 新規事業（1年目） ：上限20万円 ② 継続事業（2・3年目） ：上限10万円	同一事業の継続は、初年度を含め3年
スタートアップ活動支援補助事業	補助金	補助率：10／10以内 補助金額：上限10万円 （※設立後6箇月以内の団体に 限る）	市内で新たに市民活動を始めるため、団体を立ち上げ、本事業に取り組む団体に限る。（同一団体1回まで）
連携事業	必要な経費	協働まちづくり事業では無し 事業担当課での予算の範囲内	同一事業の継続は、3年後を目安に担当課との直接実施へ移行

ア 1事業あたりの補助金の上限額は上記のとおりとし、事業内容を精査し、予算の範囲内で事業費を配分します。

イ 補助事業において、団体の負担分を参加料の徴収や、補助金によって作成した印刷物の販売収入を持って充てることは可能です。事業実施による収入の見込みがある場合は、あらかじめその金額を事業予算書で明らかにし、市の承認を受けなければなりません。なお、補助金とその他の収入の合計が対象経費を上回った場合には、上回った額を返還していただくことになります。

ウ 予算総額を全額、配分するとは限りません。また、提案事業の要求額に対し、満額を補助等するとは限りません。

7 対象となる経費

対象となる経費は、以下のとおりです。

1. 補助事業・・・協働事業を実施するために要する経費

項 目	補助	連携	対象となる経費の例 等
賃 金	○	—	対象事業に係る外部スタッフ等の人件費
報 償 費	○	—	講師謝金、記念品、お礼品等
旅 費	○	—	外部講師の交通費や宿泊費 等
消 耗 品 費	○	—	会議資料、パンフ等の用紙代、事務用品 等
印刷製本費	○	—	募集案内・ポスター等の印刷代、コピー代 ※イ
食 糧 費	○	—	外部講師の弁当代やお茶代 等 ※ウ
通信運搬費	○	—	切手代、郵便代、宅配料
手 数 料	○	—	筆耕料、人的サービスに対する手数料、振込手数料
保 険 料	○	—	イベント来場者や講師等に対する保険料
使用料および賃借料	○	—	会議室や機材の使用料、バス等の借り上げ料
原 材 料 費	○	—	塗料や木材など事業に必要な原材料
備品購入費	△	—	事業実施のみに必要不可欠な備品 ※イ
事務管理費	○	—	※ 上記までの対象経費合計額の15%以内

○・・・対象となる経費

△・・・必要に応じて対象となる経費

ア 対象とならない経費の例

事務所の家賃や光熱水費、事務局員の通常業務に係る人件費、慰労会費、関係団体への会費、概ね全体事業費の1/2以上を占める高額な備品 等

イ 以下の経費の計上にあつては、提案の際に見積書の添付をお願いいたします。

印刷製本費（チラシ、ポスター等）、備品購入費、その他金額確認のために見積書が必要な経費

ウ 食糧費…外部講師の昼食代は1食あたり800円（税抜）以内、茶菓子代は1人（1回）あたり200円（税抜）以内としてください。夕食代・会食代等の交際費や、団体構成員の飲食費は補助対象外となります。

エ 対象経費の支出が適正に行われているかどうかを判断するため、実績報告の際に事業に係る会計帳簿や領収書等を確認させていただきます。（領収書又はレシートを保管ください。）

2. スタートアップ活動支援補助事業・・・団体の運営及び設備の整備に要する経費

項 目	対象となる経費の例 等
消耗品費	事務用品
印刷製本費	活動団体PRパンフレットの印刷代
通信運搬費	設立総会の開催通知等の郵送料
手数料	設立登記に係る費用、行政書士への設立依頼費用
委託料	活動団体PRホームページ制作費
備品購入費	団体の運営基盤の整備に要する必要不可欠な備品
その他	団体の運営及び施設又は設備の整備に必要な経費

【対象とならない経費の例】

内 容 例	
事務所を維持するための経費	事務所の家賃、光熱水費
経常的な活動に要する経費	電話料金、インターネット使用料
食糧費、交際費	会食代、団体構成員の飲食費、弁当代
役員報酬	団体の役員、理事、監事等の人件費
構成員に係る人件費、謝礼等	団体構成員の人件費、謝礼
その他	領収書で確認できない経費

8 事業期間・事業の条件

事業期間は、交付決定日および連携協定締結日から令和9年3月31日までとします。

継続事業や事業期間の取り扱いは、以下の条件によります。

- (1) 事業の実施期間は、単年度を原則とします。ただし、同一事業を継続して実施することもできます。（ただし、スタートアップ活動支援補助事業は除く。）
- (2) 同一事業を継続して実施しようとする場合は、次の基準によります。

ア 補助事業・・・初年度を含め3か年の提案が可能。

〔注意〕補助事業を3か年実施後については、担当課と直接連携しあって事業を実施してください。

イ スタートアップ活動支援補助事業

・・・初年度のみ。設立後6か月以内の団体に限り、同一団体1回まで。
初年度のみ、補助事業と組み合わせが可能。

ウ 連携事業・・・初年度を含め3か年の提案が可能

〔注意〕連携事業を経て補助事業に移行することはできません。

※ いずれも、事業実施期間を保証するものではありません。

- (3) 同一事業を継続して実施しようとする場合には、「対象となる事業」の年度毎の提案と審査を必要とします。
- (4) 同一事業を継続して実施しようとする場合には、2回目以降の事業内容については、前回の結果・成果を踏まえ、見直しや改善を反映させた内容で提案してください。
- (5) 応募の段階ですでに開始されている事業は対象となりません。

9 提案受付

提案受付期間

事業の提案は、随時受付しています。（令和8年4月1日受付開始）

※ 市と事前相談をしたうえで、提案書を協働まちづくり課に提出してください。

（原則、郵送不可）

提出書類

提案団体は、協働まちづくり課に次の書類を1部提出していただきます。

- (1) 事業提案書（様式第1号）
- (2) 事業予算書（様式第2号）
- (3) 提案団体概要書（様式第3号）
- (4) 団体の規約又はそれに類するもの
- (5) 団体構成員名簿又はそれに類するもの
- (6) その他関係資料等

※(1)～(3)については、市ホームページに様式を掲載しています。

<https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/2/1/npo/1422534834851.html>

10 審査・選考方法

協働まちづくり事業の審査・選考は、18年間培ってきた本事業のノウハウを活かして、協働まちづくり課が担当課とヒアリングを十分に行った上で審査し、事業を採択します。なお、選考結果は各団体に通知します。

審 査 基 準

以下の審査項目に、事業に関する「担当課の所見」も踏まえ、総合的に審査します。

① 地域性

特定の地域に限定されることなく、市民生活上の課題や住民ニーズを的確に捉え、その解決・実現に向けた事業として適切であるか。

② 先駆性

これまでに無い（少ない）新しい取り組みであるか。または、新たな視点、発想から提案された事業であるか。

③ 専門性・独創性

事業実施にあたり、専門的な見地から提案がなされているか。また、市民活動団体ならではの柔軟な発想が活かされているか。

④ 公益性

広く市民を事業の対象とし、事業成果がより多くの市民の利益へとなるものであるか。

⑤ 自立性

自己努力による事業立案、資金確保に努めているか。

⑥ 公平性

行政との明確かつ妥当な役割分担ができ、相乗効果が期待できるか。

⑦ 発展性・継続性

事業に採択されることで、団体や事業の発展が期待できるか。また、将来的に自立した団体・事業としての継続的な展望が見込まれるか。

⑧ 具体性・実行性

実施方法、スケジュール、予算等がより具体的に計画され、かつ法的にも問題がない事業であるか。また、事業を実施する能力を有する団体であるか。

⑨ 費用の妥当性

対象経費の算出、見積もり等が適正であるか。

⑩ 協働効果

単独で行うよりも協働で実施することで、より効果や成果が期待できる事業であるか。

※ 審査は上記の10項目毎に5段階で評価し、50点満点の採点と総合的な評価等をもとに行います。

11 採択後、事業着手までに必要な事務手続き

令和8年度袋井市協働まちづくり事業の選考結果の採択決定後、事業着手前に必要な事務手続きがあります。

1. 補助事業・スタートアップ活動支援補助事業…補助金の交付申請～交付決定

補助金交付申請書類を提出していただき、その内容を審査した上で補助金の交付を決定し通知します。※補助金交付決定日より前の日付の支出経費は補助対象外

補助金お支払いのタイミングは、原則、事業完了後、実績報告書の審査を経て補助金の交付額が確定した後となります。ただし、事業の円滑な実施のために必要と認められた場合は、概算払い請求書の提出により、事業実施期間中に交付決定額の一部または全額をお支払いすることが可能です。

提出書類

- (1) 補助金等交付申請書（様式第1号）
- (2) 協働まちづくり事業計画書
- (3) 事業予算書（様式第2号）
- (4) 役割分担表
- (5) 概算払い請求書（様式第6号）※概算払いを希望する場合のみ

※提出書類の様式は、市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/2/1/npo/1422534834851.html>

2. 連携事業…協定書締結

役割分担や実施スケジュール等を担当課と協議し、協議内容を基に「協定書」を締結していただきます。協定書に基づき、計画された内容での事業実施をお願いいたします。

【重要】

交付決定及び協定された事業に変更の必要が生じた場合は、内容の大小に関わらず、必ず、事前に担当課にご相談ください。

補助金額の変更は原則認められませんが、やむを得ず変更の必要がある場合、特に、総事業費に20%以上の変更が見込まれる場合には、市へ相談のうえ事前に変更申請の手続きをしていただきます。変更が分かった時点で、必ずご連絡をお願いいたします。

12 提案事業の公表 等

(1) 提案事業等の公表

各団体からご提案いただいた事業は、採択決定後、事業内容等を市のホームページにて公開いたします。あらかじめご承知おきください。

(2) 協働事業のPR

協働まちづくり事業を実施する場合には、協働まちづくり事業である旨の表示を下記のとおり行ってください。

※ 募集チラシ、ポスター、冊子等の成果物に記載。事業の開催会場に掲示。など

表示する文面（例）

「この事業は、令和8年度袋井市協働まちづくり事業として、〇〇〇と袋井市とが協働で行っている（行った）ものです。」又は、「令和8年度袋井市協働まちづくり事業」

13 事業報告

協働事業が完了した場合、すみやかに以下の書類をご提出ください。

提出書類

- (1) 実績報告書（様式第5号）
- (2) 事業収支決算書（様式第6号）
- (3) その他事業の成果がわかる関係資料
 - (ア) 事業の実施に要したパンフレット等（作成した場合）
 - (イ) 活動の状況を写した写真2～3枚
 - (ウ) その他、協働事業の事業報告に必要と思われる書類
 - (エ) 請求書（様式第6号）※概算払いを受けていない残額の請求用

※提出書類の様式は、市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/2/1/npo/1422534834851.html>

14 協働まちづくり事業の実施にあたっての留意点

- (1) 補助金の交付は、袋井市補助金等交付規則の定めるルールによります。
- (2) 補助金申請等の段階において、提案いただいた内容を基に事業の実施内容について調整を行います。その際、提案事業の内容を一部変更していただく場合があります。
- (3) 事業の実施が計画より大幅に遅れそうな場合や、内容等に大幅な変更が生じる恐れがある場合や事業の実施が困難になった場合は、速やかに担当課に報告し、協議してください。

- (4) 事業が中止になった場合は、原則として補助金等は全額返金となります。
- (5) 事業の実施状況及び実施結果について、必要に応じて現地確認させていただく場合があります。
- (6) 最終的な補助金の額は、実績報告書の提出により決定します。そのため、事業の結果を確認するまで補助金の額は暫定的なものであり、最終的な額が決まった段階で、一部返還していただく場合があります。
- (8) 印刷物を作成する場合等は、再生紙を使うなど環境に配慮するとともに、文字の大きさ、字体のわかりやすさ、色使いに配慮するなど、ユニバーサルデザインにご配慮願います。
- (9) 事業の実施にあたっては、安全管理に十分配慮してください。特に、負傷や熱中症、新型コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウイルスなどの感染症の予防について参加者やスタッフに徹底するとともに、万が一の保険についても対象者、種類、金額、負担者等を精査し、リスク回避に努めてください。

15 市協働まちづくりセンター「ふらっと」

「袋井市協働まちづくり事業」に関する相談は、市協働まちづくりセンター「ふらっと」を御活用ください。ふらっとでは、主に以下のような支援を行っています。

- ◆ 提案事業の内容についての相談
- ◆ 事業提案書の書き方についての相談
- ◆ 市所管課、他団体、他機関等とのコーディネート
- ◆ チラシ作成支援
- ◆ 事業についての情報発信 など

袋井市協働まちづくりセンター「ふらっと」

住所：袋井市方丈三丁目5番地の11

TEL：43-6315 FAX：31-6363

Email: info@flat-fukuroi.com

第3次 袋井市総合計画 前期基本計画 取組解説一覧

令和8年度公募テーマの詳細は以下のとおりです。

安心して子どもを産み育てられるまちを目指します

I 出産前からの切れ目のない支援
取組の基本方針
1 安心して子どもを産み育てられる支援体制の充実 「袋井市子ども若者家庭センター」による母子保健及び児童福祉機能の連携強化を図り、妊娠期から子育て期までの伴走型相談支援を充実させるとともに、関係機関と連携した一体的な支援を行うことで、社会全体で子どもや子育て家庭を支える取組みを推進します。また、妊産婦及び子どもへの健康支援を充実させ、妊娠期から継続した子どもの健康づくり施策を切れ目なく展開します。
2 こどもの健やかな育ちに向けた支援の充実 「袋井市子ども若者家庭センター」を中心に、幼稚園・保育所・認定子ども園等、小・中学校と連携し、子どもの発達に応じた適切な支援の充実を図ります。また、きめ細やかな対応が必要な子どものために、教育関係者、児童相談所、児童発達支援事業所等と連携し、継続的に支援を行います。
3 子ども一人ひとりを大切にした支援の充実 障がいの有無や国籍、医療的ケア、性的指向などにかかわらず、できる限り同じ環境で学ぶ「共生・共育」を進めるほか、増加する不登校児童生徒への支援など、子ども一人ひとりの状況を踏まえ、様々な機関と連携して、切れ目のない支援に取り組むことで、誰一人取り残さないまちを目指します。
II みんなで支え合う子育て環境の充実
取組の基本方針
1 安心して子どもを育てられる環境の整備 多様化する保育ニーズを踏まえ、子どもの特性や家庭環境、保護者の就労状況等に応じた保育サービスが提供できるよう、様々な受け皿の確保に努めます。また、放課後の居場所の確保と質の向上を図るほか、地域力を活かした子育て支援に取り組むなど、子どもを安心して育てられる環境を整えます。
2 円滑な接続と質の高い教育保育の実現 幼少中一貫教育の下、幼稚園・保育所・認定子ども園等、小・中学校が連携し、「たくましく次の一步を踏み出す15歳」を意識した教育保育に取り組めます。特に、人格形成の礎となる就学前教育保育の質の向上を図るとともに、「架け橋カリキュラム」により幼少の更なる円滑な接続に取り組むほか、最適な教育保育環境の整備に向けた公立幼稚園の再編（統廃合）を勧めます。

学び合い成長できるまちを目指します

I 未来に輝く子どもたちの育成

取組の基本方針

1 「生きる力」の育成

学校・家庭・地域が連携し、安全・安心な学習環境や居場所を確保するなど、地域全体で子どもを育てる取組を推進します。また、子どもたちに対する「リアルな体験」と「人との関わり」を通じて、自ら考え、主体的に行動する「自立力」と、他者の考えを認めて協働し合う「社会力」を育み、自分を大切にしながら将来の目標や夢の実現に向けて挑戦する心の育成につなげます。

2 「確かな学力」を育む教育の推進

就学前教育保育で培った「学びに向かう力」を基盤に、各小・中学校におけるICT等を活用した「個別最適な学び」と対話や議論を大切にした「協働的な学び」を通じて、自らの納得解を表現する「袋井型」授業づくり実践することにより、子どもたちの「考える力」を育み、「確かな学力」の育成につなげます。

3 健やかな心身を育む教育の推進

関係機関と連携し、自分の身は自分で守る防災教育や多様性を認める人権教育、情報モラル教育を実践するほか、幼少期から、家庭と連携した体力や運動能力の向上に取り組み、子どもたちの心身の成長を支援します。また、中学校部活動の地域クラブ等への円滑な移行により、スポーツや文化芸術に親しむ環境を整備します。

4 こどもの健全な成長を支える安全・安心な給食の提供

「日本一みらいにつながる給食」アクションプランに基づき、安全・安心でおいしい給食の提供はもとより、関係機関と連携した食育活動のほか、保護者や市民の給食に対する理解を広めることなどにより、こどもの健全な成長を支援します。また、質の高い給食を持続するため、適切な施設管理に加え、老朽化した施設の再編整備に取り組みます。

5 質の高い教育環境の整備

安全で快適な学習環境と新しい時代の学びの実現のため、教育施設の計画的な長寿命化改修を実施するとともに、ネットワークなどICT環境の充実を図ります。また、公立幼稚園・認定こども園等の遊戯室や小・中学校体育館の空調整備など今日的な課題に取り組むほか、施設保有量の適正化に向け、施設の在り方について検討します。

II 教養豊かな人づくり

取組の基本方針

1 社会全体が連携した青少年健全育成の推進

青少年を犯罪や事故から守るとともに、社会の一員として活躍できるよう、自治会など地域の力を活かして、青少年健全育成のための環境整備に努めます。また、子どもや若者が様々な体験・交流を通じて成長できる機会を提供するとともに、夢や希望に向かったチャレンジを支援するほか、様々な施策等の実施にあたって、子どもの声を聴く機会を設けます。

2 市民の学び合い・地域づくりへの支援

市民の自主的な学びが、地域課題の解決の一助になることや、自らのライフスタイルを豊かにするヒントを得る機会となるよう、社会の変化に対応し、生涯を通じて学べる環境の整備に努めます。また、市内に大学があることを最大限活用し、市民に対して、新たな知識との出会いや交流の機会を提供します。

3 読書活動の推進と図書館機能の充実

「まちじゅう図書館」事業を推進し、子どもたちを中心に、いつでも、どこでも、本と出会い、読書に親しむことができる環境の充実を図ります。また、図書館が「知の拠点」として幅広い世代から利用されるよう、読書活動の支援やレファレンス機能の充実を図るとともに、ボランティア等と協働してイベントやワークショップを実施します。

笑顔でいきいきと暮らせるまちを目指します

I 生涯いきいきと過ごせる健康づくりの推進

取組の基本方針

1 多様な主体との連携による健康な地域づくり

地域や各種団体、学校、事業所など、多様な主体との連携により健康づくりに取り組むとともに、それぞれの主体的な健康づくり活動を支援することで健康な地域づくりを推進します。

2 世代を通じた健康づくりの推進

望ましい食習慣や適度な身体活動、受動喫煙防止など、健康的な生活習慣の定着に向けた情報発信や啓発、体験の機会を各世代において展開し、市民の「健康力」を高めます。また、予防接種など感染症の予防や市民のこころの健康づくりを推進します。

3 生活習慣病等の早期発見と重傷化予防

早期からの検診受診週間の定着を図るため、SNSの活用や事業所との連携により、働く世代への検診に関する普及啓発を行います。また、検診を通じて早期に自らの健康状態を把握し、生活改善に取り組む市民を増やすとともに、医療機関と連携し、通院中の方にもきめ細やかな保健指導を実施することで、生活習慣病等の早期発見と重傷化を予防します。

II 誰もがしあわせに暮らせる高齢者支援の推進

取組の基本方針

1 自分らしく安心して暮らせる地域包括ケアシステムの充実

誰もが住み慣れた地域で穏やかに自分らしく暮らせるまちを築くために、袋井市総合健康センター、地域包括支援センター、地域住民、介護・医療・福祉等の関係者が連携し、地域住民と協働で行う地域のつながりづくりや専門職による連携の仕組みづくりを推進し、地域包括ケアシステムの充実を図ります。

2 安心な生活を支援するための介護保険事業の実施

高齢者が要支援・要介護状態になっても住み慣れた自宅や地域で生活を続けられるよう、利用者のニーズに応じた在宅サービスの充実と医療支援体制を整えます。また、県や関係機関と連携して介護人材の確保に努めるとともに、適切な介護サービスの確保と介護給付の適正化を図ります。

III 安心できる地域医療の確保

取組の基本方針

1 切れ目のない持続可能な地域医療体制の確保

中東遠総合医療センター等の急性期病院と聖隷袋井市民病院や近隣病院、診療所などとの機能分担と連携を深めるとともに、持続可能な医療体制の構築に必要な診療所等の立地支援や医療人材の育成・確保など、将来にわたって安心できる切れ目のない地域医療体制を確保します。

2 切れ目のない持続可能な地域医療体制の確保

中東遠総合医療センター等の急性期病院と聖隷袋井市民病院や近隣病院、診療所などとの機能分担と連携を深めるとともに、持続可能な医療体制の構築に必要な診療所等の立地支援や医療人材の育成・確保など、将来にわたって安心できる切れ目のない地域医療体制を確保します。

IV 自分らしく暮らせる障がい者・生活困窮者支援

取組の基本方針

1 自立した生活の支援

障がい者が地域で自立した生活を営むことができるよう、社会福祉法人やNPO法人等と連携を図り、身近に相談できる環境の整備・充実、住まいや就労の場の確保及び就労マッチング支援など、必要な支援を行います。

2 社会福祉施設の整備支援

社会福祉法人やNPO法人等との連携により、障がい者が住み慣れた地域でいきいきと生活できるよう、共同生活援助（グループホーム）等のサービス拠点となる施設整備を支援し、地域移行の推進を図ります。

3 障がい者への理解と地域の交流の支援

障がい者が住み慣れた地域において安全・安心に生活できるよう、地域での支援体制を整えるとともに、障がいのある人への正しい理解を深め、地域で行われる様々な行事や取組に参加できるよう支援します。

4 生活困窮家庭の生活支援

様々な理由で生活に困窮している家庭からの相談に対応するとともに、経済的な支援だけでなく、社会福祉協議会をはじめ関係機関との連携を図り、自立に向けた生活、就労及び教育支援に取り組みます。

環境にやさしく快適に暮らせるまちを目指します

I 魅力ある拠点づくり

取組の基本方針

1 都市機能・生活機能を集約した魅力ある拠点の形成

コンパクトで利便性が高く、安心して暮らせる持続可能なまちを実現するため、中心拠点や地域拠点に医療や福祉、商業、教育、子育て支援施設などの都市機能を集約するとともに、地域の個性を活かした生活既往が充実したコミュニティ拠点と、相互に補完する関係性を維持します。

また、中心市街地における新たなにぎわいを創出していくため、官民共創による公共空間の利活用や、自動運転技術の導入検討など回遊性を高める取組を推進します。

2 周辺市町や拠点間をつなぐネットワークの整備

広域連携交通間や周辺市町との連携、市内の拠点間の連携を図ることで、人や物の流れをまちの活力創出につなげることを目指し、都市間やコミュニティ拠点、地域拠点、中心拠点などの都市を構成する拠点間の往来を簡便化する機能的なネットワーク形成を推進します。

3 安全で安心な利便性の高い道路環境整備の推進

市民生活を支える道路の安全・安心と利便性を確保するとともに、人口減少に対応したまちづくりを進めていくため、地域住民の声を聞きながら、DXなど新しい技術や多様な手法を適切に組み合わせて利便性の高い道路環境の整備を推進します。

4 移動手段として選択される公共交通サービスの提供

市内を東西に横断する鉄道と南北に縦断する基幹的な路線バスを軸としたサービスレベルを維持するとともに、タクシー事業者や地域と連携しながら、地域の状況に応じた公共交通を提供するなど、様々な移動手段を組み合わせることにより、市民の外出手段を確保します。

あわせて、地域性や移動手段の特性を活かしながら、ライドシェアやデジタル技術の活用も視野に入れ、交通弱者のみならず、全ての市民が必要な時に利用できる公共交通サービスの提供を目指します。

II 良好な市街地の形成

取組の基本方針

1 歴史・文化など地域資源の保全と良質な景観形成の推進

良質な住環境を礎とした愛着と誇りが持てる景観づくりを推進するため、官民共創の取組により、本市ならではの美しい自然や農の風景、旧東海道などの歴史的・文化的な地域資源や良好な街並みの保全・形成に努めるとともに、「にぎわい」につながる利活用の促進を図ります。

また、地区計画などの都市計画制度の適切な運用により、地域住民自らが行う良好なまちなみ空間の形成を支援するとともに、無電柱化推進施策も展開し、安らぎのあ

る環境づくりに取り組みます。

2 総合的な住宅施策の推進

誰もが安心して暮らしやすい住環境や良好で環境に配慮した省エネ性能の高い住まいの確保を推進するとともに、既存ストックなどの活用を推進します。

3 空き家等の適正管理と利活用の推進

市民、地域及び関係機関などが相互に連携・協力することで、空き家の実態を把握するとともに、空き家所有者への相談体制の強化や指導などにより空き家等の防止・解消に努めます。

また、空き家を活用したまちの魅力の創出など、利活用の促進に向けて取り組みます。

4 歩いてみたくなる水辺空間の創出

まちなかの回遊性を高めるため、今後整備するFukuroi Central Parkと原野谷川付近など既存の河川公園などを連携させるとともに、エキマチフェスタなどのソフト事業の展開や官民共創などによる創意工夫をまちづくりに活かし、歩いてみたくなる水辺空間の創出に取り組みます。

III 豊かな環境の醸成と継承

取組の基本方針

1 環境保全意識の高揚

市民・事業者・行政が一丸となって、「緩和」と「適応」の両面から地球温暖化対策に取り組むとともに、様々な主体と連携・協働し、環境保全意識の醸成を図ります。

2 快適な生活環境の保全

地域・事業者・行政が連携し、公害の発生を未然に防止するとともに、不法投棄防止などの環境美化意識の向上に向けた啓発を行うほか、地域による環境美化運動を推進するなど、衛生的で快適な生活環境の保全を図ります。

3 資源循環型社会の推進

家庭から排出される剪定枝や下水汚泥など、未利用バイオマス資源を活用し、廃棄物の再資源化や市内事業所等へ再生可能エネルギーとして供給するなど、地域内での資源やエネルギーの循環を推進します。

生活基盤の整った持続可能で安全なまちを目指します

I 持続可能なインフラメンテナンスの推進

取組の基本方針

1 持続可能なインフラメンテナンスの推進（道路・河川・排水路）

持続可能なインフラメンテナンスを推進するため、AIなどの新技術や包括的民間業務委託などの民間活力を活かした仕組みや体制を構築するとともに、道路利用者等の安全確保を図るため、インフラの適切な管理に取り組みます。また、橋梁については統廃合による保有量削減に取り組みます。

2 利用しやすく持続可能なインフラメンテナンスの推進（公園緑地等）

公園緑地等の現状の面積を維持しつつ、誰もが利用しやすく、持続可能なインフラメンテナンスを推進するため、民間活力を活かした仕組みや体制を構築し、除草や施設の計画的な更新・修繕だけでなく、集約・統合にも取り組みます。

3 市営住宅棟の適正管理の推進

市営住宅等については、入居要件の緩和による入居率の向上などにより、財源確保に努めるとともに、継続して使用する住宅については、計画的な点検や修繕を行い、適正に管理することでより良い居住環境の確保に取り組みます。また、今後、用途廃止によって不足する住宅への対応として、民間賃貸住宅を活用した家賃補助制度等にも取り組みます。

II 上下水道の持続可能な経営

取組の基本方針

1 上下水道の健全経営の確保

将来にわたって持続可能な経営を実現するため、中長期的な視点を持ち、事業の効率化を図ります。

2 水道水の安定供給の確保

安全な水を安定的に供給できるよう、老朽化に伴う水道施設の更新や南海トラフ巨大地震に備え基幹管路耐震化事業を計画的に推進するとともに、適切な水質管理と施設の維持管理体制の充実を図ります。

3 水辺環境の保全・改善に向けた生活排水対策の推進

豊かな水辺環境の保全を図るため、地域の特性に応じて公共下水道や合併処理浄化槽の普及を推進するとともに、水辺環境を守る大切さや生活排水対策の必要性について啓発の推進を図ります。

Ⅲ 水害等に強いまちづくり

取組の基本方針

1 流域治水の推進

気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川改修や柳原雨水ポンプ場、雨水貯留施設の整備などの事前防災対策を加速化させることに加え、流域のあらゆる関係者が協働して行う「流域治水」を推進し、ハード・ソフト一体となった総合的かつ多層的な対策を行います。

2 防災都市づくり計画等の推進

都市構造上の災害リスクへの対策として、市街地における建物やブロック塀の倒壊リスクや延焼火災のリスクを解消する防災都市づくりを推進します。また、市民、地域、行政が一体となって都市の脆弱性の改善やまちづくりのあり方などの検討を推進します。

稼ぐチカラの向上による活力みなぎるまちを目指します

I 産業の新たな展開の推進

取組の基本方針

1 環境の変化に対応できる「稼ぐチカラ」の強化

がんばる企業の自立的・持続的な成長を支えるため、産学官金が連携し、DX等による経営力向上や技術課題の解決、新事業の創出を支援します。また、ビジネスにチャレンジする多様な主体が集い交流する拠点としてコワーキングスペース「BIRDS（バーズ）」を活用し、モールビジネスの起業やスタートアップ企業との連携などを支援します。

2 企業誘致の推進

新産業創出や地域産業活性化等に向けて、愛野地区や小笠山工業団地拡張等の開発促進に取り組むとともに、市内遊休地の民間開発促進を図ります。また、企業立地補助金交付事業等により、優良企業の誘致や市内工場等の設備投資拡大を図ります。

3 雇用対策と人材育成

市内企業の労働力不足に対応するため、働く意欲がある外国人や高齢者、障がい者などの多様な人材の発掘や、学生と企業のマッチング機会を創出し、雇用の安定を図ります。また、若者が市内企業に愛着を持てるよう、企業の魅力発信や職業観を醸成する取組を行い、将来の担い手育成を推進します。

II 経営力の高い農業の振興

取組の基本方針

1 次代の担い手育成の推進

新たな担い手を確保・育成するため、若い就農者や親から子、第三者への事業継承を支援するとともに、高い生産技術や意欲を持つ担い手に対して、関係機関と連携し、持続可能な経営の推進に努めます。

2 農地の基盤整備と多面的機能の維持

農地が持つ景観形成機能と防災機能を守るため、地域と農業者、行政が一体となり農地の適正管理と有効利用に取り組みます。また、農業施設の適切な維持管理とスマート農業の普及拡大や集積・集約を目指した基盤整備を推進します。

3 農産物の高付加価値化と販路拡大

県や農協、JETROと連携し、農産物の国内外の販路拡大を推進します。また、消費者ニーズに合った高品質で付加価値の高い農産物の生産を促進し、他産業と連携してブランド力の強化に努めます。

4 安全・安心な農産物づくりと地産地消の推進

地場産の食材を活用した給食を「生きた教材」として、収穫体験や生産者との交流を通じた食育活動を推進します。また、スマート農業による生産体制の確立や省力化、地場産品の市内飲食店や学校給食への導入促進、生産者と消費者をつなぐ仕組みづくりにも努め、持続可能な循環型社会の形成に貢献します。

5 農資源の更なる有効活用

荒廃農地の増加抑制や再生を図るため、農地のデータベースを活用して農業法人等を誘致し、地域と一体となって農を活かしたまちづくりを推進します。

III 魅力的な商業・サービス業の振興

取組の基本方針

1 事業者等の経営力向上と魅力ある個店の支援

創業支援や空き店舗の有効活用を促進し、多様なビジネスモデルが生まれる環境を整備していきます。また、経営や事業承継に関する適切な情報を迅速に提供するなど、持続可能な経営の実現に向けた支援に積極的に取り組むとともに、商品開発や集客・誘客などへのチャレンジ意欲の高い事業者への支援を強化し、地域の特色を活かした魅力的な商業環境の創出を目指します。

2 消費者トラブルの解決と防止のための啓発の支援

消費者被害の未然防止や拡大防止を図るため、消費生活相談員のスキルアップやデジタル技術の活用による相談機能の強化を図ります。また、消費者への啓発や教育の推進により、消費者知識の向上やトラブルの防止に取り組めます。

交流が広がる魅力的なまちを目指します

I 文化芸術の振興と戦略的な観光の推進

取組の基本方針

1 文化・芸術の振興と郷土の歴史資源の保存・活用

「袋井市月見の里学遊館」、「袋井市メロプラザ」等において、様々な年代の方々が文化に触れる機会・提供する機会を創出するとともに、コミュニティセンター等における市民の自主的な文化活動を推進します。また、小・中学校と連携し、子どもたちがホンモノに触れる体験や郷土の歴史等を学ぶ機会を提供するほか、文化・芸術や文化財関係者の交流による担い手の確保に加え、歴史資源の「保存」と「活用」のサイクルを確立します。

2 袋井ブランドの活用

魅力ある地域資源を活用した新たな観光コンテンツの開発や価値の創出を推進するとともに、観光施設の環境整備や特産品の開発・販売促進に取り組むことで、袋井ブランドの価値向上を図ります。また、「小笠山総合運動公園エコパ」でのアーティストライブ等を目的に県内外から本市を訪れる来訪者を市内の観光施設へ誘導し、遠州三山の歴史や文化をはじめとする本市の唯一無二の魅力と結びつけることで、まち全体のブランド価値の向上を図ります。

3 マーケティングの推進

SNSを活用し、近隣県に対し身近で手軽に楽しめる本市の魅力を発信するとともに、インバウンド客やリピーターなど、ターゲット層を意識した戦略的マーケティングを推進します。また、市観光協会等の市内団体や近隣市町との連携により、潜在型観光や周遊の促進につながる高品質な観光コンテンツなど、「期待を上回る観光体験」の提供に取り組みます。

4 担い手の充実と育成

市観光協会をはじめ、観光事業者や市民・ボランティア等、多様な主体を巻き込んで地域観光の活性化を目指します。また、魅力的な活動とスキル向上、達成感の提供などを通じて担い手のやりがいを高め、オピニオンリーダーの育成に取り組みます。

II スポーツを活かした交流の推進

取組の基本方針

1 スポーツを楽しむ機会の充実

年齢、国籍及び障がいの有無にかかわらず、多くの人々がスポーツの楽しさや感動を分かち合い、支え合うまちを目指して、一人でも多くの市民が、スポーツに気軽に楽しく取り組み、生涯を通じてスポーツを身近に感じることができる環境を整えていきます。

2 多様なスポーツを支える場と人の充実

スポーツ施設環境の整備をはじめ、アスリートの競技力向上や指導者の発掘と育成を図るとともに、プロボーズ艦船やトップアスリートとの交流を通じて、市民のスポーツへの理解、関心が高まるようスポーツ活動を支える環境を整えます。また、教育的意義も踏まえた部活動の地域展開に向けた受け皿づくりと、それらを地域全体で支える仕組みづくりにも取り組みます。

3 スポーツの魅力による地域活力の創出

「小笠山総合運動公園エコパ」や「さわやかアリーナ袋井市総合体育館」を活用した大規模な大会の開催支援やスポーツ合宿の誘致、協定締結チーム等との連携によるスポーツ観戦機会の創出やスポーツを通じた様々な交流の推進、さらには、スポーツを核とした商業振興、観光交流の促進など、スポーツを活かしたまちづくりを推進し、地域活力の創出を目指します。

つながりによる安心と多様性のあるまちを目指します

I 市民と行政の協働によるまちづくり

取組の基本方針

1 自治会（連合会）活動の維持・促進

自治会活動を支援するとともに、デジタル化の推進により負担感を軽減します。また、自治会加入の促進や女性の活躍を推進するなど、新たな担い手を増やすことで、住民同士が連携し支え合う「互助」の体制づくりを推進します。

2 多様な担い手による地域づくり活動の充実・支援

各地区の「まちづくり協議会」に地域住民や各種団体が参画・連携・協力することで、継続的な地域づくりを推進します。また、各地区のコミュニティセンターからSNS等を活用して積極的かつ効果的に情報発信し、「まちづくり協議会独自の活動方針」に基づいた各種取組や「まちづくり協議会」の活動への参加を促すことで、新たな担い手の確保につなげていきます。

3 市民活動の促進と交流・連携の機会の創出

「袋井市協働まちづくりセンターふらっと」の機能強化を図り、協働まちづくり事業や市民活動に関する相談・支援をはじめ、活動団体の情報提供や交流を促進するほか、企業や教育機関などの多様な主体との連携をコーディネートするなど、交流・連携の機会を創出します。

II 市民による生活環境の向上

取組の基本方針

1 ごみの適正な排出の促進

「ふくろい5330（ごみさんまる）運動」による可燃ごみの削減とともに、廃棄物の排出抑制や再資源化に向けて、「1R+3R（ワンアールプラススリーアール）」に市民・事業者・行政が協働して取り組みます。

2 交通安全対策の推進

交通安全会や交通指導隊、袋井警察署、県交通安全協会袋井地区支部と協力し、地域住民による交通安全推進体制を維持します。また、子どもや高齢者への交通安全教育を行うとともに、交通安全施設の適正な管理に努めます。このほか、自転車の安全利用を図るため、自転車運転マナーの啓発や道路交通法改正の周知を行います。

3 地域における防犯活動の支援

袋井市防犯推進協会の諸活動をはじめ地域住民による青色回転灯防犯パトロールや子どもの見守り活動などの防犯活動を維持するとともに、袋井市防犯対策連絡協議会の会員相互の連携により、市民の防犯意識を高めるなど、地域における防犯活動の促進を図ります。

4 地域の愛護活動・緑化活動の支援

道路や河川などの愛護活動等に対し、ラジコン草刈り機の貸し出しなど担い手の負担軽減を図るとともに、地域への愛着や貢献意識といったシビックプライドを醸成し、地域をより良くする活動への賛同・参加を促します。

Ⅲ 共生社会の確立

取組の基本方針

1 男女共同参画と女性の活躍の推進

性別役割分担意識や無意識の思い込みを排除し、男女が性別に関わりなく様々な分野に参画できるよう社会や地域の制度・慣行の見直しを促します。また、女性の活躍には、男性の家事や育児参加なども求められることから、全ての人々に向けた意識改革にも取り組みます。

2 多文化共生の推進

外国人市民への日本語学習機会や共に生活しやすい環境づくりへの理解促進、多文化共生セミナーを通じ、共生の風土を醸成するとともに、官・民・産・学などが連携・協働し、活力あるまちづくりに向けた様々な取組への体制を整えます。また、国際交流や異文化体験事業を通じて、多様性が地域の成長の原動力となる基礎をつくります。

3 多様な価値観が尊重される共生社会の推進

多様な価値観を認め合い、互いに支えあい、個性と能力を発揮できる共生社会の実現を目指して、人権に関する教育や、啓発活動の実施等により、人々の暮らしの中にある偏見や差別意識等の解消に取り組みます。また、犯罪や暴力の防止、犯罪者の再犯防止等に対する体制整備を図り、安全・安心な市民生活の確保に取り組みます。

災害に強い支え合いのまちを目指します

I 防災減災対策の推進と危機管理体制の強化

取組の基本方針

1 家庭における防災減災対策（自助）の推進

発災後、公助の支援が届くまでの期間を自助、共助で乗り切れるよう、非常持ち出し品の準備や家具固定など、家庭内における防災減災対策（自助）の向上を図るとともに、耐震性のない住宅の耐震補強や除却・建て替えなど、各家庭における取組の促進を図ります。

2 地域防災力（共助）の強化

平時における地域内での顔の見える関係性の強化や防災資機材整備をはじめとした自主防災隊による防災減災対策の支援、災害情報を入手する手段としての「メローねっと」の普及促進などを行います。

また、地域内での災害時の協力体制の構築を推進し、共助で取り組むべきことに事前に備えることで地域の防災力を高めます。

3 危機管理体制（公助）の強化

災害発生後の初動態勢の強化のため、防災訓練の実施と各種マニュアルの更新を行うとともに、業務継続計画の見直しや受援計画の策定などによる組織力の強化を図ります。

また、市民が安心して避難生活を送れるよう、避難所環境の充実整備を行うとともに、災害弱者への対応や、外国人市民などへの防災に対する啓発活動の推進を図ります。

4 津波・洪水・土砂災害被害の軽減

津波・洪水・土砂災害の被害を軽減するために、ハザードマップにより、それぞれの地域におけるリスクや避難方法の周知啓発を行うとともに、津波避難訓練の実施による事前の備えの充実を図ります。また、津波一時避難施設の維持管理を行い、市民が安心して避難できる環境を整えます。

5 原子力災害への対策

原子力災害広域避難計画に基づき、国・県と協力して、避難先市町との協定の締結や避難所運営マニュアルの策定を進めます。また、避難の基本的な流れの整理や市民への原子力防災の啓発、訓練などに取り組みます。

II 消防・救急救命体制の充実

取組の基本方針

1 消防力の強化

複雑・多様化・大規模化する災害に対し、迅速かつ的確、効率的に対応できる消防力を整備し、住民の安全・安心な暮らしを支える消防活動体制を確立します。

また、消防団の充実強化を図るため、組織の最適化を図り、団員確保の促進や時代に即した装備等の適正な配備を進め、持続可能な消防団組織の構築と消防力の向上を図ります。

2 火災予防の推進

住宅の防火対策の推進や防火意識の普及、啓発活動を積極的に行い、市民の防火意識の向上を図ることで火災の発生を未然に防ぐとともに、高齢者や乳幼児など要配慮者の被害軽減につなげ、市民の生命や財産を守ります。

3 救急救命体制の強化

救急現場に居合わせた方による応急手当が救命効果を高めることから、応急手当の普及啓発に努め、救急救命体制の強化を図ります。また、高齢化等に伴う救急出動件数の増加に適切に対応するため、「マイナ救急」や「Live119」などのデジタル技術を活用し、更なる救急救命体制の強化に努めます。

事務局



〒 437-8666

袋井市新屋一丁目1番地の1

袋井市役所 総務部 協働まちづくり課 コミュニティ推進係

電話 0538-44-3107

FAX 0538-43-2132

E-mail shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp